

## 3行ガイド

△…富士市事務合理化委員会（委員長漆畠助役）ができました。  
△…委員会には組織、窓口、事務管理、電子計算機の4部会があります。  
△…主な仕事は新庁舎建設、電子計算機導入に合せた執務体制づくりです。

# 市役所の執務体制が変わります

「課」を一力所にまとめる

(2月1日)  
から実施

## 分館を事務所に改名

△…市役所の執務体制が二月一日から変りますが、これは現在…△  
△…の分散事務体制から部、課ができるだけ一本化した体制にす…△  
△…るものです。合併後の市の行政は市民サービスをモットーに…△  
△…分散事務を行なつてきましたが、この執務体制は時間的、経…△  
△…済的なむだが多く、事務処理が非能率的でした。このため、…△  
△…部、課の統合を行なうことになつたもので、新しい執務体制…△  
△…への移動は一月二十七、二十八日に行なう予定です。…△

## 住民登録など 窓口事務は そのまま

現在、市役所の執務は  
市民サービスをモットー

に、分散事務を行なつて  
います。しかし、分散事  
務は各部課が三ヵ所にわ  
かれていたため、「〇〇

課へ行つたとき係がちが  
うのでわからないといわ  
れた」というような苦情  
を聞きます。

そこで二月一日から部  
課ができるだけ一ヵ所に  
集め、時間や経費のむだ  
をなくし、事務処理を能  
率的にできる体制に改正  
することになりました。

まず、現在の各分館の  
名称が変わります。吉原  
分館を吉原事務所に、富  
士分館を富士事務所に、  
鷹岡分館を鷹岡事務所に  
に事務所長をおきます。

部課の統合では、課は  
すべて一ヵ所に集められ  
ます。部でもできるだけ一  
ヵ所に集め、一貫した事  
務処理ができるようによ  
ります。(下図参照)吉原  
分館にあつた監査事務局  
開発公社事務局は福祉事  
務局は福祉事

## そのまま

### 総合窓口を新設

新しい執務体制でもつ  
とも注目されるのは「総  
合窓口」の新設です。こ

の総合窓口は、市民サ  
ービスの一層の向上をはか  
るために、みなさんの要望

を聞き、陳情などを一ヵ所  
へ配置されます。

教育委員会事務局(和  
田町二)、農業委員会事  
務局、消防本部(吉原本  
町三)は従来どおりです  
なお、市民課で取り扱  
う住民登録、印鑑証明、  
埋火葬、選舉人名簿の登  
録などは今までどおり  
各事務所市民課、各支所  
で取り扱います。また、  
資産税課や都市計画税の賦  
課や納税証明、課税台帳  
の処理なども今までど  
うり各事務所で扱います。

このように、昭和四十  
四年九月に新庁舎が完成  
するまで、事務の合理化  
をはかり、市民サービス  
を向上させるために新し  
い執務体制で行なうとと  
もに、今後も事務合理化  
委員会でよりよい執務体  
制を検討していきます。

△…市役所の執務体制が二月一日から変りますが、これは現在…△  
△…の分散事務体制から部、課ができるだけ一本化した体制にす…△  
△…るものです。合併後の市の行政は市民サービスをモットーに…△  
△…分散事務を行なつてきましたが、この執務体制は時間的、経…△  
△…済的なむだが多く、事務処理が非能率的でした。このため、…△  
△…部、課の統合を行なうことになつたもので、新しい執務体制…△  
△…への移動は一月二十七、二十八日に行なう予定です。…△

△…申込み期間  
一月三十一日まで

△…申し込み先  
福祉事務所児童係

△…入園の資格  
・満二歳前後から小学校  
入学前までの幼児

△…园申し込みを受け付けて  
います。

△…申込み期間  
一月三十一日まで

△…申し込み先  
市福祉事務所

△…入園の資格  
・満二歳前後から小学校  
入学前までの幼児

△…园申し込みを受け付けて  
います。

△…申込み期間  
一月三十一日まで

△…申し込み先  
市福祉事務所

△…入園の資格  
・満二歳前後から小学校  
入学前までの幼児

△…园申し込みを受け付けて  
います。

△…申込み期間  
一月三十一日まで

△…申し込み先  
市福祉事務所

△…入園の資格  
・満二歳前後から小学校  
入学前までの幼児

△…园申し込みを受け付けて  
います。

△…申込み期間  
一月三十一日まで

△…申し込み先  
市福祉事務所

△…入園の資格  
・満二歳前後から小学校  
入学前までの幼児

△…园申し込みを受け付けて  
います。

△…申込み期間  
一月三十一日まで

△…申し込み先  
市福祉事務所

△…入園の資格  
・満二歳前後から小学校  
入学前までの幼児

△…园申し込みを受け付けて  
います。

△…申込み期間  
一月三十一日まで

△…申し込み先  
市福祉事務所

△…入園の資格  
・満二歳前後から小学校  
入学前までの幼児

△…园申し込みを受け付けて  
います。

△…申込み期間  
一月三十一日まで

△…申し込み先  
市福祉事務所

△…入園の資格  
・満二歳前後から小学校  
入学前までの幼児

△…园申し込みを受け付けて  
います。

△…申込み期間  
一月三十一日まで

△…申し込み先  
市福祉事務所

△…入園の資格  
・満二歳前後から小学校  
入学前までの幼児

△…园申し込みを受け付けて  
います。

△…申込み期間  
一月三十一日まで

△…申し込み先  
市福祉事務所

△…入園の資格  
・満二歳前後から小学校  
入学前までの幼児

△…园申し込みを受け付けて  
います。

△…申込み期間  
一月三十一日まで

△…申し込み先  
市福祉事務所

△…入園の資格  
・満二歳前後から小学校  
入学前までの幼児

△…园申し込みを受け付けて  
います。

△…申込み期間  
一月三十一日まで

△…申し込み先  
市福祉事務所

△…入園の資格  
・満二歳前後から小学校  
入学前までの幼児

△…园申し込みを受け付けて  
います。

△…申込み期間  
一月三十一日まで

△…申し込み先  
市福祉事務所

△…入園の資格  
・満二歳前後から小学校  
入学前までの幼児

△…园申し込みを受け付けて  
います。

△…申込み期間  
一月三十一日まで

△…申し込み先  
市福祉事務所

△…入園の資格  
・満二歳前後から小学校  
入学前までの幼児

△…园申し込みを受け付けて  
います。

△…申込み期間  
一月三十一日まで

△…申し込み先  
市福祉事務所

△…入園の資格  
・満二歳前後から小学校  
入学前までの幼児

△…园申し込みを受け付けて  
います。

△…申込み期間  
一月三十一日まで

△…申し込み先  
市福祉事務所

△…入園の資格  
・満二歳前後から小学校  
入学前までの幼児

△…园申し込みを受け付けて  
います。

△…申込み期間  
一月三十一日まで

△…申し込み先  
市福祉事務所

△…入園の資格  
・満二歳前後から小学校  
入学前までの幼児

△…园申し込みを受け付けて  
います。

△…申込み期間  
一月三十一日まで

△…申し込み先  
市福祉事務所

△…入園の資格  
・満二歳前後から小学校  
入学前までの幼児

△…园申し込みを受け付けて  
います。

△…申込み期間  
一月三十一日まで

△…申し込み先  
市福祉事務所

△…入園の資格  
・満二歳前後から小学校  
入学前までの幼児

△…园申し込みを受け付けて  
います。

△…申込み期間  
一月三十一日まで

△…申し込み先  
市福祉事務所

△…入園の資格  
・満二歳前後から小学校  
入学前までの幼児

△…园申し込みを受け付けて  
います。

△…申込み期間  
一月三十一日まで

△…申し込み先  
市福祉事務所

△…入園の資格  
・満二歳前後から小学校  
入学前までの幼児

△…园申し込みを受け付けて  
います。

△…申込み期間  
一月三十一日まで

△…申し込み先  
市福祉事務所

△…入園の資格  
・満二歳前後から小学校  
入学前までの幼児

△…园申し込みを受け付けて  
います。

△…申込み期間  
一月三十一日まで

△…申し込み先  
市福祉事務所

△…入園の資格  
・満二歳前後から小学校  
入学前までの幼児

△…园申し込みを受け付けて  
います。

△…申込み期間  
一月三十一日まで

△…申し込み先  
市福祉事務所

△…入園の資格  
・満二歳前後から小学校  
入学前までの幼児

△…园申し込みを受け付けて  
います。

△…申込み期間  
一月三十一日まで

△…申し込み先  
市福祉事務所

△…入園の資格  
・満二歳前後から小学校  
入学前までの幼児

△…园申し込みを受け付けて  
います。

△…申込み期間  
一月三十一日まで

△…申し込み先  
市福祉事務所

△…入園の資格  
・満二歳前後から小学校  
入学前までの幼児

△…园申し込みを受け付けて  
います。

△…申込み期間  
一月三十一日まで

△…申し込み先  
市福祉事務所

△…入園の資格  
・満二歳前後から小学校  
入学前までの幼児

△…园申し込みを受け付けて  
います。

△…申込み期間  
一月三十一日まで

△…申し込み先  
市福祉事務所

△…入園の資格  
・満二歳前後から小学校  
入学前までの幼児

△…园申し込みを受け付けて  
います。

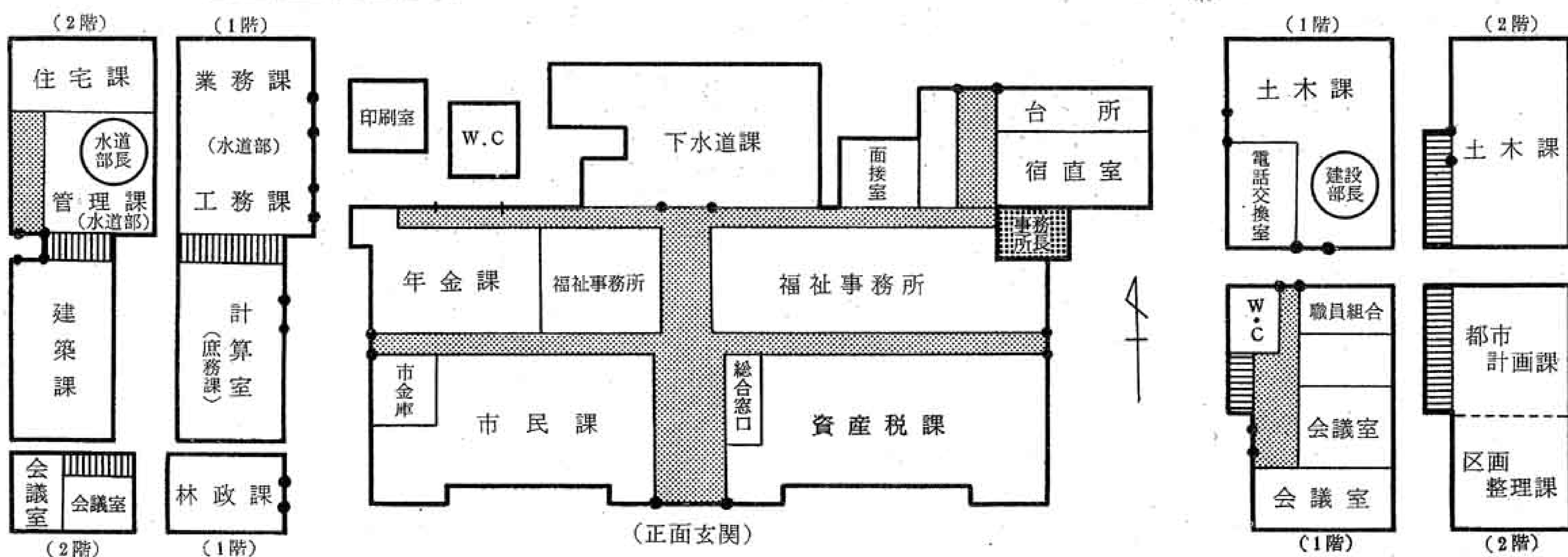
△…申込み期間  
一月三十一日まで

△…申し込み先  
市福祉事務所

## 本庁・事務所の配置図

### 吉原事務所

富士市今泉43の1 電話 吉原2-3111



### 本庁

- 市長公室長 影山辰男
- 秘書課長 若林義治
- 職員課長 宮下清
- 企画課長 永井利夫
- 総務部長 青木武雄
- 庶務課長 橋本朝男
- 財政課長 小沢健夫
- 管理課長 矢部寿一
- 交通課長 水口和巳
- 議会事務局長 望月雅巳
- 会計課長 斎藤雅治

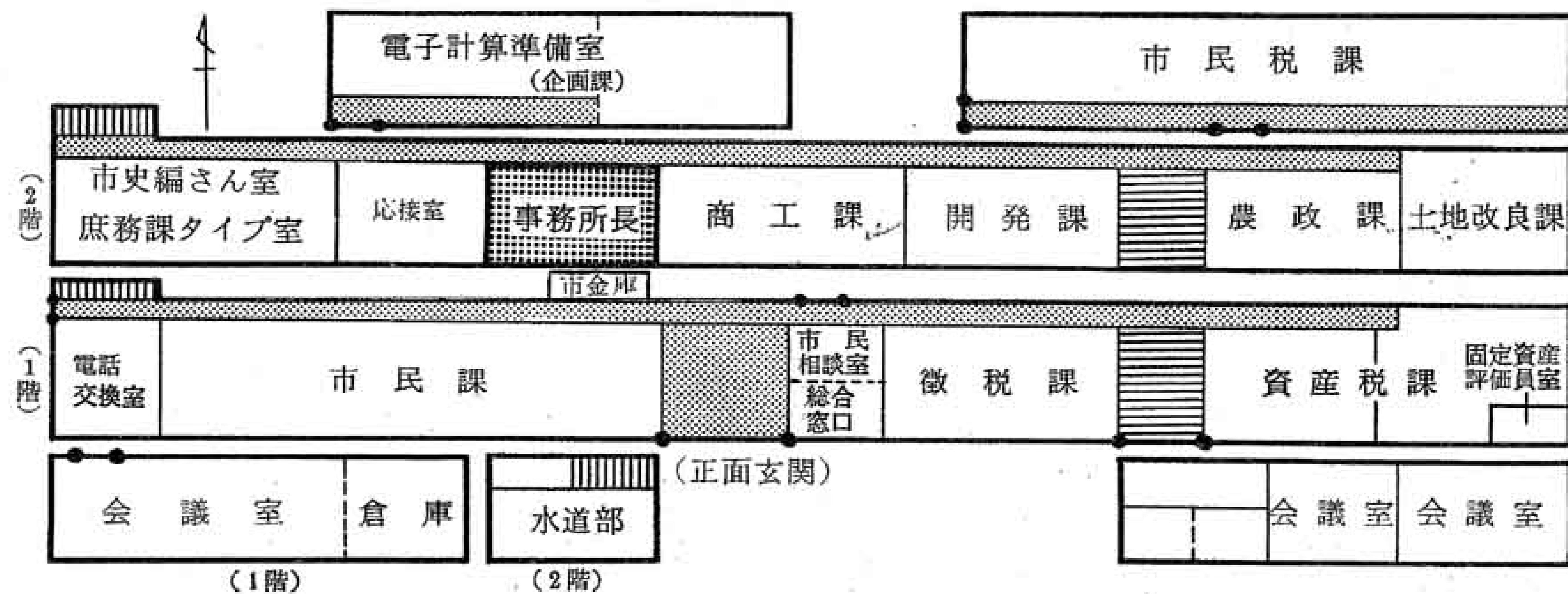
### 吉原事務所

- 事務所長 民生部長 渡辺清
- 総務部 資産税課長 小林弘
- 民生部 福祉事務所長 加藤勝
- 市民課長 萩野重雄
- 年金課長 稲垣正義
- 経済部 林政課長 小山光孝
- 建設部長 広瀬弘行
- 土木課長 渡辺好
- 建築課長 中川克美
- 住宅課長 渡辺忠夫
- 都市計画課長 広瀬弘行
- 区画整理課長 山田清
- 下水道課長 藤田慎一
- 水道部長 山本政雄
- 管理課長 松坂博文
- 業務課長 佐野確郎
- 工務課長 山本源一

### 本庁・各事務所の部課長名

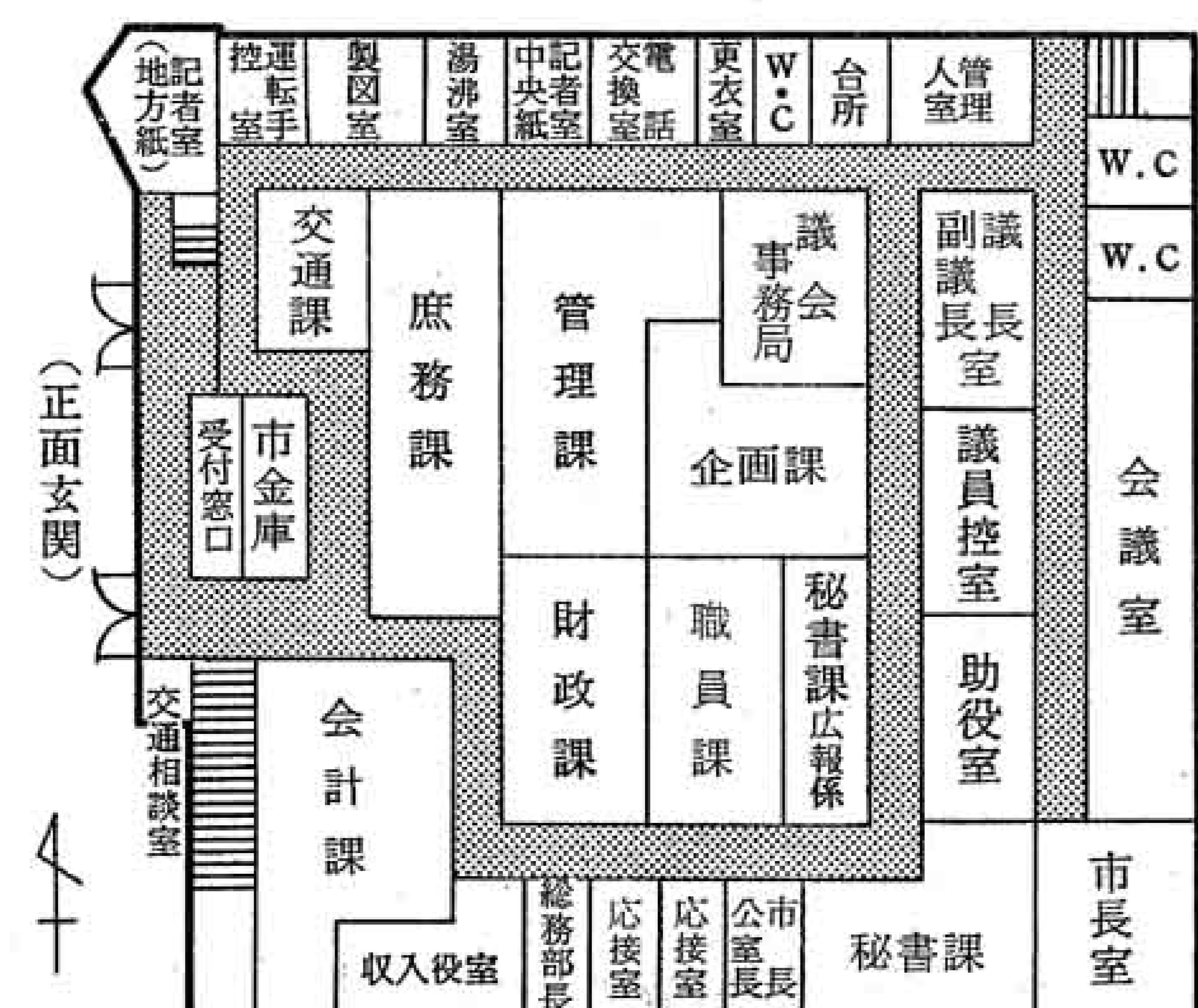
### 富士事務所

富士市平塙279 電話 富士61-2300

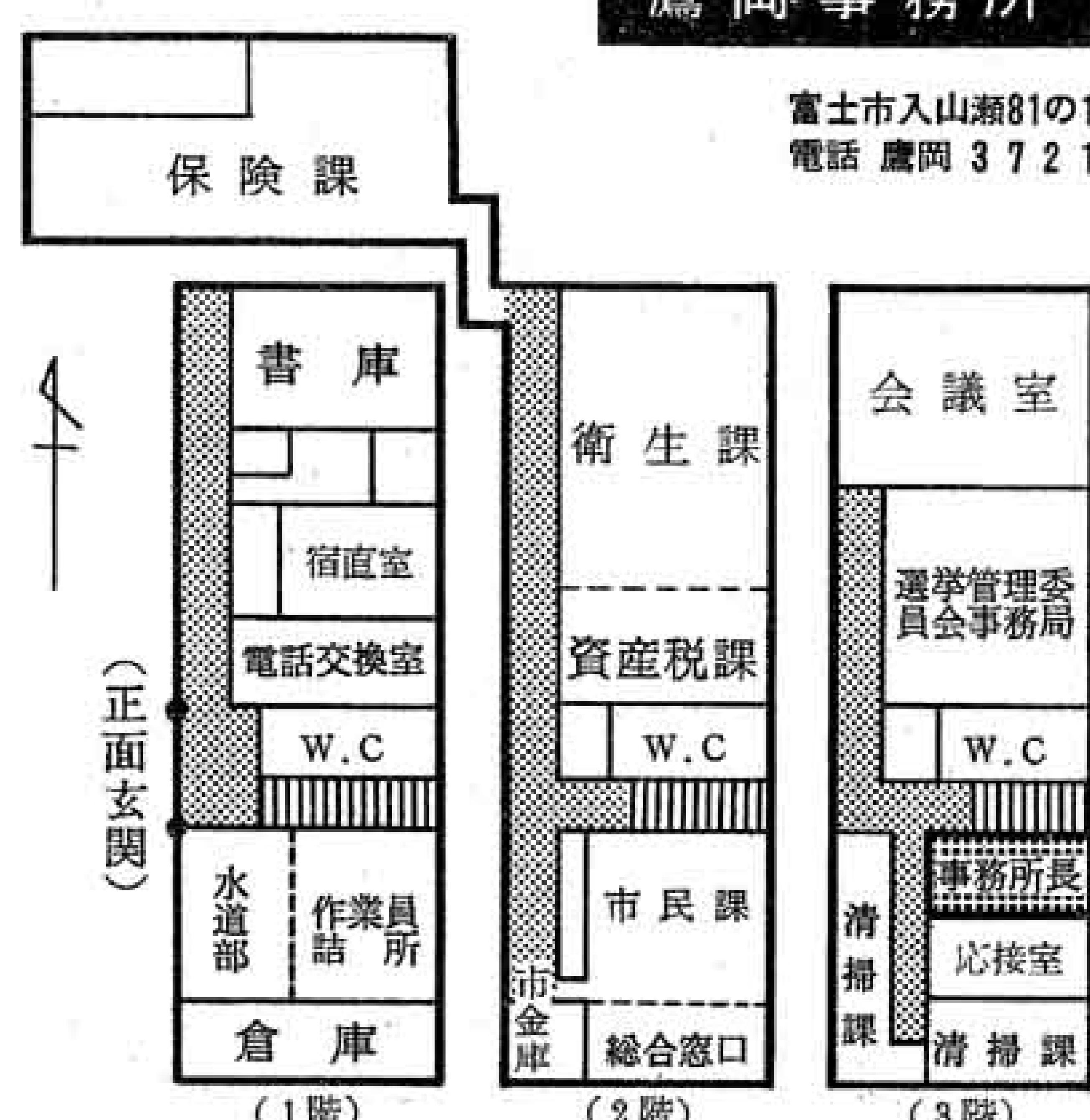


### 本 庁

富士市伝法3601の24 電話 吉原2-6111



### 鷹岡事務所

富士市入山瀬81の1  
電話 唐岡3721

観光写真  
募集作品

締切せまる  
一月三十一日まで

富士市観光写真コンク  
レル実施委員会は、富士  
市を全国に紹介する観光  
写真を募集しています。

△主題  
富士山、愛鷹山、岩本  
山、富士川、田子の浦  
港、市内の名勝史跡、  
行事、街のスナップな  
ど

◇応募規定  
1月一日以後に撮影し  
た未発表のもの  
・作品には、画題、撮影  
地、撮影日、住所、氏  
名、年令、勤務先、使  
用カメラ、フィルム、  
フィルター、印画紙を  
記入した票をつける  
・応募作品は返却しない  
・入賞作品の版権は主催  
者に属する

◇作品  
・カラー カビネ以上  
・黑白 四ツ切以上  
・縦め切り  
※なお、参加作品の展示  
は次のように行ないます  
◆吉原市民会館  
◆富士文化センター  
◆市商工課  
◆展示時間  
二月二十三日、二十四  
日、二十五日  
二月二十七日、二十八  
日  
◆申し込み先  
一月三十  
昭和四十三年  
午後五時まで  
いつれも午前九時から